

都における食育の取組状況について

- ・ 東京都食育推進計画（概要）リーフレット
- ・ 平成 20 年度 東京都の食育の推進に関する取組予定

東京都食育推進計画（概要）

～ 都民の健康的な心身と、豊かな人間性を育むために ～



平成18年9月

東京都

第1章 食育推進計画の策定にあたって

1 計画の性格と位置づけ（本文 p 1）

食育とは、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることである。

本計画は、東京の食環境にふさわしい食育の推進を図るための基本的な考え方と具体的な施策の展開を示した都独自の計画である。

2 食育推進計画と都の関連する計画との関係（本文 p 2）

食を通じた健康づくりなど、食育に関連する内容を含む他の計画と連携を図りながら総合的な食育を推進する。

第2章 東京の食をめぐる問題

1 家庭での食育機能の低下（本文 p 3）

- ・ 家族一緒に食卓を囲む機会や食を通じた家族のコミュニケーションの機会が減少
- ・ 子どもの「孤食」や朝食欠食の増加
- ・ 子どもの健康的な心身を育み、豊かな人格を形成する場としての家庭の食育機能が低下

2 食を大切にしている心の希薄化（本文 p 7）

- ・ 食の生産現場が身近に感じるものが極端に少なくなって、食べ物を「ありがたい」「もったいない」という意識が薄れがち
- ・ 都民の食生活において、外食や中食^{なかしょく}を利用する食の外部化や簡素化が進む
- ・ 生産体験や生産者との交流体験をする機会が少ない

3 食に対する理解の不足と食生活の乱れ（本文 p 11）

- ・ 東京には外食や中食が集積しており、簡便であるため安易な利用が増加すれば食事バランスが崩れる恐れ
- ・ 食生活の補助として利用すべき健康食品へ過大な期待や過剰な摂取
- ・ 都市化が進む東京では、伝統的な食文化の継承がされていない
- ・ 国内の食料供給の約6割を海外に依存する一方で、大量の食品を廃棄

中食とは持ち帰りの弁当や惣菜のこと

第3章 食育推進の基本的考え方

1 食育の理念（本文p17）

食育は、健全な食生活習慣を培うとともに、食への感謝の心を養うものであり、これらの営みを通じて、健康的な心身と豊かな人間性を育み、生きる礎を形づくる全人格的な取組である。

2 食育の取組の視点と方向（本文p17）

(1) ライフステージごとの重点テーマ（本文p17）

それぞれのステージにおいて取り組むべき重要なテーマを明確にし、効果的な施策を重点的に実施する。

ステージ1：乳幼児～小学生

好き嫌いなく食べたり、食事の行儀・マナーなど基礎的な食習慣を身につける

ステージ2：小学生～中学生

食を大切にすることを養い、食に関する自己管理能力を育成する

ステージ3：高校生～大人

健全な食生活の実践力を身につけるとともに、次世代を育てる役割を果たす

(2) 取組の方向（本文p20）

家庭、学校、地域が連携して子どもの食育を進める

基礎的な食習慣を身につける乳幼児期から幼年期の家庭における食育を支える環境を整備

食の生産現場との交流と体験の場をつくる

食の生産、流通、加工などの場で交流や体験ができる仕組みをつくる

東京に集積した食に関する情報や食のサービス、人材、伝統を活用する

適切な食を選択できる環境づくりを進める

食に関する総合的な情報・文化を発信する

(3) 推進の考え方（本文p24）

都や関係機関が分野の垣根を越えて連携し、これまで培ってきた人材やネットワークを充実させることにより、地域に根ざした食育を推進する。

第4章 具体的な施策の展開

- 1 家庭、学校、地域が連携して子どもの食育を進める（本文 p 26）
 - (1) 乳幼児とその保護者を指導する人材の育成と活動支援
 - ・ 幼稚園や保育所で親子食育教室を実施
 - (2) 家庭、学校、地域が一体となった取組の推進
 - ・ 学校内に食育推進チームを編成し、食育リーダーを選任・養成
 - ・ 食に関する指導の全体計画を作成し、学校全体で食育に取り組む
 - ・ 家庭教育支援（子どもの生活習慣確立プロジェクトの実施）
- 2 食の生産現場との交流と体験の場をつくる（本文 p 30）
 - (1) 食の生産・流通・製造者と消費者との交流支援
 - ・ 食育に関する体験型イベントの開催
 - ・ 地場産食材の利用と生産者との交流を体験する学校給食の推進
 - (2) 体験の場の拡充と食育拠点機能の充実
 - ・ 生産体験学習の受入れや家畜とのふれあいの場の設置
 - ・ 生産体験学習の講師養成
- 3 東京に集積した食に関する情報や食のサービス、人材、伝統を活用する
(本文 p 34)
 - (1) 身近な生活の現場から情報を発信
 - ・ 外食や中食、社員食堂からの情報発信を推進（ヘルシーメニューの提供、栄養成分の表示など）
 - ・ 地域の自主グループ活動による食育活動を支援
 - (2) ライフステージごとにターゲットを絞った情報を発信
 - ・ 問題意識を喚起するための情報提供
 - ・ 30～40歳代の関心を高め、実践に結びつく情報提供
 - (3) 都民にわかりやすい情報を発信
 - ・ 食育総合Webの充実
 - ・ 食の安全に関する情報提供（Web、フォーラム、講習会）
 - ・ 健康食品の正しい利用の普及
 - (4) 良き伝統的な食文化の継承と食のあり方の追求
 - ・ 食文化継承のための方策検討とイベントなどによる食文化の発信

第5章 計画の着実な推進に向けて

1 施策の推進体制（本文 p 40）

都、区市町村、食育活動団体、食品関連事業者団体などで構成する協議会を設置し、連携しながら本計画を推進していく。

2 各主体の役割（本文 p 40）

(1) 東京都

全庁を挙げて計画の着実な実施を進めるとともに、区市町村や食育関連団体などと連携して、地域の食育活動の推進・支援を行う。

(2) 区市町村

都民に一番身近な自治体であり、地域に密着した食育活動の推進役として、地域に根ざした活動を定着させる。

(3) 食品関連事業者など

食の安全安心の確保に取り組むとともに、体験学習の受入れ協力や健康づくりを支えるメニューや情報発信など都民の健全な食生活の実現に向けて積極的な役割を果たす。

(4) 都民

一人ひとりが、自分の心身の健康は、自らの食により作られるという自覚をもって、健康的でこころ豊かな食生活の実践に努めるとともに、次世代を育成する担い手として、学校や地域の食育活動へ参加・協力する。

平成 20 年度 東京都の食育の推進に関する取組予定

| 取組の方向 | 具体的な取組内容（時期） | 規模等 | 関係局（部） |
|----------------------------------|---|--|--|
| 総合的な食育推進 | 1 食育推進協議会の開催（9月、2月） 2 食育フェアの開催（10月） | 80 団体 10,000 名 | <各局> |
| 家庭・学校・地域が連携して子どもの食育をすすめる | 1 「東京都幼児向け食事バランスガイド」の周知・普及（年間） 2 親子食育教室・指導者向け講習会（年間） 3 食育推進の核となる人材育成の支援 食品衛生推進員に対する講習（7月、10月、2月） 食品適正表示推進者に対する講習（7月、11月） 学校栄養職員に対する研修や講演会の実施（7月、8月、9月） 4 食育推進研究指定校事業（年間） 5 食育推進モデル地区での食育推進 6 食育リーダー養成研修（8月、9月） 7 食育推進団体支援事業（年間） | 第3回食育推進全国大会等 30回・30回 3回1,500名 6回200名 4区（栄養教諭配置） 15区市町村・20団体 | 福祉保健局（保健政策） 福祉保健局（保健政策） - 福祉保健局（健康安全） 福祉保健局（健康安全） 教育庁（地域教育支援） 教育庁（地域教育支援） 教育庁（地域教育支援） 教育庁（指導） 産業労働局 |
| 食の生産現場との交流と体験の場をつくる | 1 わくわく Week Tokyo（中学生の職場体験）・推進協議会開催（5月、1月） 2 食育講習会の開催（年間） 3 都内産物の給食導入支援（年間） 4 小学校での農業体験推進（年間） | 500校70,000名 5市場20回 20施設（文京・荒川・新宿・中野） 17校 | 青少年・治安対策本部 中央卸売市場 産業労働局 産業労働局 |
| 東京に集積した食に関する情報や食のサービス・人材・伝統を活用する | 1 消費生活教育講座による情報提供 2 ホームページ・刊行物による情報提供の推進 ホームページによる食育に関する情報提供（年間） 東京くらしねっと（年間） 食品安全ネットフォーラム（年間） 3 食の安全都民フォーラムの開催（7月、1月） 4 「食の安全調査隊」（年5回） 5 飲食店等での栄養成分等表示・ヘルシーメニュー提供の推進（年間） 6 ヘルシーカンパニーサポート事業による健康づくり環境の整備（年間） 7 食育派遣講師人材登録・紹介（年間） | 5回300名 毎月10万部発行 2回400名 連絡会2回・イベント4回 | 生活文化スポーツ局 - <各局> 生活文化スポーツ局 福祉保健局（健康安全） 福祉保健局（健康安全） 福祉保健局（健康安全） 福祉保健局（保健政策） 福祉保健局（保健政策） 中央卸売市場 |